

ヘルパーが安心して働ける労働環境を！

国賠訴訟にご支援・ご協力ください



私たちホームヘルパー3人と弁護団は、現在の在宅介護における「人手不足」を作っているのは「労働基準法」（移動・待機・キャンセルは賃金）も守れない「介護保険法」に原因があり、国はその責任を事業者に押し付けている【規制権限の不行使】と、国を相手どり昨年11月1日に訴訟を起こしました。

介護保険が始まって20年。在宅ヘルパーの労働環境は良くなるどころか、訪問時間は90分が60分となり、2015年からは45

分、20分と要介護高齢の方をケアする労働とは言えないような、分刻みの時間まで給付が減らされてきています。月の収入は利用者の方の入院やご逝去などで2万円～8万円単位で減り、常に不安定です。

ケア労働は本来、人間が人間らしく生き抜くことをサポートする仕事です。

「明日の朝、息をしているか分からない」と話す要介護者の一日、一ヶ月先、一年先の生活を共にイメージして、最後まで生活の主人公として生きて頂ける様、精神面へのサポートも必要とされる、やりがいのある仕事でした。主に生活（家事）援助を通して行われることから、「誰でもできる仕事」という評価が続いています。今では仕事のやりがいさえ奪われ、求人倍率13.1倍となる程、働き手不足の現場になっています（平成30年度調査）。

このような状況に追いこんだのは、働いているヘルパーや事業所の責任でしょうか？

私たちは、裁判を通じて在宅ケア労働の現状だけでなく、「生産性や効率」ばかり重視する政策の下で、生活の質、豊かさが奪われた超高齢社会で良いのか？、強く問題提起したい。いま本当に瀬戸際にある危機感から国に挑みます。ご理解・ご支援よろしくお願い致します。

● ヘルパー裁判を支援する会（仮）結成総会

3月28日（土）18:30～ 南部労政会館第6会議室（JR大崎駅南口徒歩3分）
伊東周平先生（鹿児島大学）の講演を予定しています。

●カンパ いまは持ち出しのやせ我慢でがんばっており、支援頂けるとありがたいです。現金書留で下記住所「会計 村田正子宛」にお願いします（郵便振替口座を準備中）。

ホームヘルパー国賠訴訟 原告団（藤原るか 伊藤みどり 佐藤昌子）

〒171-0014 東京都豊島区池袋1-12-26 連絡先 helpersosyou@g-care.org